

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月3日(月)午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 役場2階 第7.8会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員

立澤 富朗
有賀 則幸

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 中間管理事業における利用権設定の取消しについて

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届け出
(2)専決事項について6月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申があったので、開発行為許可日と同日で許可指令書を交付する。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<岡田事務局長>

定刻前ではありますが、本日予定された皆さんお集まりですので、ただいまより総会を進めていきたいと思っております。本日の欠席者でございますが、立澤委員、有賀委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは開会を野澤代理お願いします。

(開会)

<野澤代理>

こんにちは。暑い日が続いていますが本日も慎重審議よろしくお願いたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもこんにちは本当に暑い中ご苦労様です。

今年もある他のところでは雨が降って、災害って言うようですけどおかげさまで辰野町については、適度な雨ということで、稲の方もだいぶ成長が良くて、色も濃くなってきております。いいことだなとは思ってます。

それから農地利用最適化につきまして、活動率っていうのを3割から7割に上げるということで、

それについては活動日誌をつけていただきたいというようなことでいつも言ってますけども。

月に10回それから10分でもいいから見回りもらって、その話っていうことをぜひお願いしたいと思っておりますので、お願いしたい。以上です。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

6番上島委員、7番赤羽委員お願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字平出……番・、地目は畑、面積284㎡および、

大字平出……番・、地目は畑、面積733㎡および、

大字平出……番、地目は畑、面積605㎡を、

中央……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは、高齢で耕作を続けることが難しくなり、農地の処分を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、〇〇さんからの申出を受け、自宅から1kmほど離れてはいますが、仕事の合間に農業に携わりたいということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

6月21日に〇〇〇〇と〇〇さんと私の3名で確認をさせていただきました。〇〇さんは〇〇〇〇にお勤めの方のようです。

なんとかしてくれっってもう長い間言われていたんですが、もううちで努力して頑張りますというお話があったようでございます。

山田さんの方から話がありましたが、条件的には良い場所だと思いますので慎重審議よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字久保田……番・、地目は畑、面積125㎡を、貸駐車場とするための申請でございます。申請地は、既に事業が完了しているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者の〇〇さんより顛末書の提出を受けております。内容としましては、申請地近隣にお住まいの方から自家用車の駐車場として貸してほしいと依頼され、長年貸しておられましたが、農地転用が必要ということを知らずに農地法の許可をとらないまま現在に至ってしまったということでもあります。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

それでは報告いたします。この件は6月の14日に土地所有者の〇〇〇〇さんこれは所有者の息子さんですけれども、上島委員と私3名で現地確認を行いました。今説明にありましたように既に駐車場として活用してあって、周りは家、それから道路に挟まれて、もう既に農地拡大、これ以上できない。それから砂利も敷かれています。

農地っていう形じゃなくなってる所でしたということで問題はあったんでしょうけど、今ではないと思いますので、報告いたします審議をお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字樋口……番・、地目は田、面積329㎡を、
諏訪郡原村……番地にお住まいの〇〇〇さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の〇さんは、耕作する予定がない申請地の有効活用を考えておられました。
譲受人の〇さんは、現在町外の親族の家にお住まいですが、将来を考え、自己の住宅を新築したい計画であります。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地であります。集落に接続しており、許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが、平成29年3月9日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

ただいまの件ですけれども、6月の14日に申請者の〇さんと、私と瀬戸さん、3人で立会いました。地図4ページの配置図をみまして、前後はもう家が建ってて、真ん中が空いていたというような状態になってました。ここに家を建てるということで〇さんという人は、原村の出身で、辰野にどうしても住みたいというような希望もありまして探したようですけれどもそこについて家を建てるということで境の杭とかもしっかりしていました。特に若い人で辰野町に移住してくれることをうれしく思いました。
ということで問題はないと思います。

この件につきまして質問、ご意見のある方。

よろしく申し上げます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<飯澤委員>

これ接道が、この地図の豊花園の右側のところですね。わかりましたすいません

<宮島会長>

他にご意見・質問等がありましたらお願いしますないので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。埼玉県川越市石原町・丁目・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、大字平出・番・、地目は畑、面積523㎡を、

大字平出・番地・にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが共同で取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人の〇〇〇〇さんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいで、耕作の予定もないことから、近隣の方へ畑として貸されておりました。

譲受人の〇〇〇〇さん、〇〇さんは親子であり、現在は一緒にお住まいですが、今後家族が増えることを考え、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

〇〇司法書士さんと有賀さんの3名で確認してきました。今現在、近所の〇〇さんが畑を作っておられますが作物の収穫が終わる5月まではそこは一切手をつけないというお約束をお話のあった新築をしたいということでもあります。道路にも面していますし問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計6件、10筆、面積は5,069㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、1筆の利用権の設定であります。詳細は議案書12ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、481㎡について15年6ヶ月の賃借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく12ページをご覧ください。

株式会社〇〇〇〇1筆、計481㎡について15年6ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と〇〇〇〇との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

それでは議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

それでは議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農地中間管理事業における貸付人死亡による取下げについて】

<山田事務局次長>

令和5年4月の総会でご審議いただきました農地利用集積計画について〇〇さんと農地中間管理機構で設定された利用権、および農用地利用配分計画で農地中間管理機構から〇〇〇〇に配分された農地につきまして、貸付人である〇〇さんがお亡くなりになったため、利用権設定を取り消すものです。貸付人が手続き途中でお亡くなりになってしまい、貸付の開始日が亡くなった後の日付に設定されている時は、取消のご審議をしていただき、後日改めて相続人との利用権設定をしていただく流れとなります。

<宮島会長>

それではこの件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の15ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 6月許可決定の5条1件、〇〇〇〇株式会社の工場・駐車場用地への転用案件につきましては、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありました。こちらは、都市計画法における3000㎡を超える開発行為案件となりますので、開発行為の許可日と同日で許可指令書の交付をいたします。

報告事項は以上でございます。

【その他】

- 農業委員会活動記録簿の提出について
→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。
- 農業者年金加入推進ニュース配布について
→資料の配布
- ながの農業会議だより配布について
→長野農業会議だより5月号 地域計画の策定と下限面積3条の撤廃について
- 令和5年度農地パトロールの日程について
→日程表 9月1日から22日で予定
- 農地相談会報告について
→2件の相談有
- 遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について
- 今後の予定
次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:8月2日(水)13時30分 役場第6会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

短時間ではありますがありがとうございました。暑い中ですが皆様農作業等気を付けてご注意いただきたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印